

相手国政府： 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	ザンベジヤ州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ザンベジヤ州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,283,000千円 2024.6.30まで	2019.12.12 マプトで (同日)	日本側 池田敏雄在モザンビーク大使 側 ジョゼ・コンドバウグア・アソントニオ・パシエコ外務協カ大臣	2020.16 1号
モザンビーク	ナカラ緊急発電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ナカラ緊急発電所整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,084,000千円 2025.2.28まで	2019.12.12 マプトで (同日)	日本側 池田敏雄在モザンビーク大使 側 ジョゼ・コンドバウグア・アソントニオ・パシエコ外務協カ大臣	2020.16 2号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。